

鳴門市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害等により倒壊する恐れのある老朽化して危険な空き家（以下「老朽危険空き家」という。）の除却を促進し、市民の安全及び安心の確保を図るため、除却費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に存する老朽危険空き家若しくはその土地の所有者として登記事項証明書若しくは固定資産課税台帳等に記録されている者又はその相続人（以下「所有者等」という。）で、鳴門市税の滞納がない者とする。なお、同一年度内に申請は1人1回までに限る。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の対象となる老朽危険空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、補助事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も使用される見込みのない建築物（当該建築物が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）に該当しない建築物で住宅以外のものにあつては、除却後の跡地を公共・公益用地等に10年間活用するものに限る。）で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表において、評定区分1から3の合計が100点以上であるもの
- (2) 倒壊すれば前面道路等を閉塞し、避難等に支障をきたす恐れがあるもの又は別に定める基準により、倒壊すれば現に使用されている隣地へ悪影響を及ぼす恐れがあると市長が認めるもの
- (3) この要綱以外の補助金等の交付を受けていないもの
- (4) 同一敷地内において、この要綱に基づく事業の補助金交付を受けている建築物がないもの
- (5) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないもの
- (6) 登記事項証明書に所有権以外の権利の設定がないもの（当該権利者から除却について同意が得られている場合を除く。）
- (7) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定による命令を受けていないもの

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が認めるものについては、補助対象空き家とすることができる。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空き家の除却工事であつて、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者（市内に本店、支店等の事業所を有する建設業者又は解体

工事業者（個人事業者を含む。）とする。ただし、特段の事情があると市長が認める場合はこの限りでない。）に請け負わせる工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付を決定する前に着手した工事（補助対象空き家の状況により緊急に工事を要する事情がある場合を除く。）
- (2) 他の制度等による補助金の交付を受けようとする工事
- (3) 補助対象空き家の一部を除却する工事
- (4) その他市長が不適当と認める工事
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、老朽危険空き家の除却及び処分に要する経費（家財道具、機械、車両等の処分に係るもの及び地下埋設物（浄化槽等）を除く。）又は住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費のいずれか少ない方とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。ただし、倒壊すれば前面道路等を閉塞し、避難等に支障をきたす恐れがあるものについては60万円を限度とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、鳴門市立地適正化計画における居住誘導区域内の補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、40万円を限度とする。ただし、倒壊すれば前面道路等を閉塞し、避難等に支障をきたす恐れがあるものについては80万円を限度とすることができる。

3 前2項の規定のほか、長屋については補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、80万円を限度とすることができる。

4 倒壊すれば前面道路等を閉塞し、避難等に支障をきたす恐れがあるもののうち、特定空家等に認定済み又は特定空家等相当であり、周辺への影響が極めて大きく、かつ、安全上の措置を講ずる上で緊急性が高いと認められる建築物であって、補助対象者が鳴門市営住宅条例（平成9年鳴門市条例第28号）第6条第1項第2号に規定する条件を満たす場合の補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、120万円を限度とすることができる。

5 前各項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（事前相談）

第7条 補助金交付の申請を行おうとする者は、事前に補助金交付の対象となるか担当課と協議を行うものとする。

（交付申請）

第8条 補助金交付の申請を行おうとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 除却工事実施（変更）計画書（様式第2号）
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 建物平面図

(4) 現場写真

(5) 建設業の許可又は解体工事業の登録を受けていることを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 市長は、所有者等が複数いるとき、補助対象空き家と土地の所有者等が異なるとき又は補助対象空き家の登記事項証明書に所有権以外の権利の設定があるときは補助金交付の申請を行おうとする者に対し、補助対象工事に係る同意書その他市長が必要と認める書類の提出を求めることができる。

（補助対象工事の着手）

第 9 条 補助対象工事の着手は、補助金交付決定の通知を受けた後に行わなければならない。ただし、補助対象空き家の状況により緊急に工事を要する事情がある場合は、この限りでない。

（軽微な変更）

第 10 条 条例第 5 条第 1 項第 2 号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象経費等の補助金の算定に係わる重要な変更が行なわれない場合で、補助金の額に変更を生じないものとする。

（申請内容の変更等）

第 11 条 補助金交付の申請をした者（以下「申請者」という。）は、補助金交付の決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第 3 号）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 除却工事实施（変更）計画書（様式第 2 号）

(2) 工事見積書の写し

(3) 建物平面図（変更箇所を明示したもの）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助対象工事を中止又は廃止するときは、速やかに除却工事中止（廃止）申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知等）

第 12 条 条例第 6 条の規定による補助金の交付の決定の通知は、様式第 5 号による。

2 条例第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に係る変更の承認の通知は、交付決定額の変更を伴わない場合にあつては様式第 6 号の 1、交付決定額の変更を伴う場合にあつては様式第 6 号の 2 による。

3 条例第 5 条第 1 項第 3 号の規定に係る中止又は廃止の承認の通知は様式第 7 号による。

（完了報告）

第 13 条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は補助金の交付の決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、除却工事完了報告書（様式第

8号)に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 請求書及び領収書の写し(除却工事の施工者が発行したもの)
- (3) 工事状況写真(施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの)
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し(補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。)
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和29年法律第72号)第12条の3第1項の産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第14条 条例第12条に規定する補助金の額の確定の通知は、様式第9号による。

(補助金の請求)

第15条 補助金交付額確定通知を受けた申請者は、補助金請求書(様式第10号)に当該通知に係る通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、補助金の受領を、除却工事の施工者に委任するときは、補助金受領委任払請求書(様式第11号)に補助金交付額確定通知に係る通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第16条 市長は、補助金請求書を受理した後、申請者に対し補助金を支払うものとする。

- 2 市長は、補助金受領委任払請求書を受理した後、除却工事の施工者に対し補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

(跡地の管理)

第18条 補助金の交付を受けて補助対象空き家を除却した所有者等は、雑草の繁茂や廃棄物の投棄等が生じないように、跡地を適正に管理しなければならない。

(書類の保管)

第19条 この事業に関する書類は、事業完了後10年間保存するものとする。

(補助金に係る消費税仕入控除税額の報告)

第20条 申請者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、様式第12号により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合で、補助金返還に相当する場合は、当該消費税等仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期間)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。